

○ 徳島県警察の組織に関する訓令

昭和51年3月23日

本部訓令第3号

徳島県警察の組織に関する訓令を次のように定める。

徳島県警察の組織に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、徳島県警察組織規則(昭和43年徳島県公安委員会規則第2号)

第35条の規定に基づき、県警察の組織に関する細部的な事項を定めるものとする。

(県本部の課及び署における隊等の設置並びにその所掌事務)

第2条 次表左欄に掲げる県本部の課及び署に、それぞれ中欄に掲げる隊・室・所又はセンター(以下「隊等」という。)を置き、その所掌事務は、右欄に掲げるとおりとする。

課及び署	隊等	所掌事務
総務課	取調べ監督指導室	被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
情報発信課	情報公開室	情報の公開及び個人情報の保護に関すること。
	警察総合相談センター	警察安全相談の受理及び処理に関すること。
	音楽隊	演奏活動を通じて行う警察職員の士気の高揚及び情操の育成並びに警察広報に関すること。
	犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整並びに犯罪被害者等給付金に関すること。
	犯罪被害者相談所	犯罪被害者からの相談の受理及び処理に関すること。
企画課	警察署再編整備等総合計画推進室	警察署再編整備等総合計画の推進に関すること。
情報管理課	照会センター	個人照会、車両照会、盗品等照会その他これに類する照会に関すること。

生活安全企画課	許可事務指導室	風俗営業、古物営業、銃砲刀剣類、警備業等の許可、認定、届出等及び行政処分並びにこれらに係る指導及び支援に関すること。
地域課	広域自動車警ら隊	警ら用無線自動車を用いた広域にわたる警ら活動等に関すること。
	鉄道警察隊	鉄道施設における個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に関すること。
	警察航空隊	警察航空機の運用に関すること。
少年女性安全対策課	少年サポートセンター	少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援等の少年警察活動に関すること。
生活環境課	サイバー犯罪対策室	サイバー犯罪対策に関すること。
捜査第一課	機動捜査隊	重要事件その他の急訴事件の初動捜査並びに機動捜査及び特命捜査に関すること。
鑑識課	機動鑑識隊	犯罪鑑識に関する事務のうち機動鑑識及び特命鑑識に関すること。
交通企画課	交通安全教育隊	交通安全教育に関すること。
	高齢者交通安全対策室	高齢者の交通安全意識の高揚及び交通事故防止に関すること。
交通規制課	交通管制センター	交通管制に関すること。
交通指導課	徳島交通反則通告センター	交通反則通告事務に関すること。
公安課	外事・国際	外事警察、国際テロリズム対策及びサイバー攻撃

	テロリズム 対策室	対策 に関すること。
警備課	第二機動隊	本部長が命じる部隊活動に関すること。

(県本部の課及び学校における係等の設置)

第3条 県本部の課及び学校に、次表に掲げる係、小隊、科又は班（以下「係等」という。）を置く。

(1) 県本部の課

課名	係等の名称
総務課	庶務係、調査係、秘書係、法制係及び文書管理係
公安委員会補佐室	公安委員会補佐係
取調べ監督指導室	取調べ監督指導係
情報発信課	庶務係、情報発信係、広聴係及び高齢者対策係
情報公開室	情報公開係
警察総合相談センター	警察総合相談係
犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援係
犯罪被害者相談所	犯罪被害者相談係
会計課	庶務係及び予算係
装備管理室	調度係、装備管理係、装備車両係、装備被服係及び車両整備係
監査室	監査第1係、監査第2係、監査第3係及び出納反則金係
拠点整備課	庶務係、拠点企画係、営繕係、管財係及び施設支援係
警務課	庶務係、人事係、拳銃管理係、車両運用係及び通信係

給与管理室	給与制度係及び給与管理係
留置管理室	留置管理係及び護送係
企画課	庶務係及び企画係
警察署再編整備等 総合計画推進室	推進係
監察課	庶務係、監察第1係及び監察第2係
情報管理課	庶務係、企画指導係、情報セキュリティ係、開発運用係 及び捜査・技術支援係
照会センター	照会第1班、照会第2班、照会第3班及び資料係
教養課	庶務係、学校教養係、職場教養係及び術科教養係
厚生課	庶務係、健康管理係、健康指導係、共済係及び厚生係
生活安全企画課	庶務係、企画係、生活安全係及び高齢者対策係
許可事務指導室	指導係、風俗係、保安係及び営業係
地域課	庶務係、企画係、管理係、地域指導係、職務質問指導係、 警察船舶係及び地域特務係
広域自動車警ら隊	企画係、第1小隊、第2小隊、第3小隊、南部方面隊及び 西部分駐隊
鉄道警察隊	企画係、小隊及び分駐班（徳島、鳴門、阿南及び池田）
警察航空隊	管理係、飛行係、整備係及び特務係
通信指令課	庶務係、企画指導係、システム管理係、通信指令第1班、 通信指令第2班及び通信指令第3班
少年女性安全対策課	庶務係、子ども・女性安全対策係、人身安全企画指導係、 人身安全事件係、人身安全保護対策係、少年企画係及び

	少年事件係
少年サポートセンター	少年支援・補導・相談係
生活環境課	庶務係、指導係、サイバーセキュリティ係、生活安全特捜第1係及び生活安全特捜第2係
サイバー犯罪対策室	サイバー犯罪対策係、サイバー犯罪捜査係
刑事企画課	庶務係、企画係、指導係、教養係、被害者支援係、公判対応係、共助係、高齢者対策係、犯罪統計係、情報分析係及び手口係
捜査第一課	庶務係、盗犯係、火災犯係、特殊事件係、科学捜査係、広域捜査係、強行犯係、性犯罪捜査係及び検視係
機動捜査隊	機動捜査第1班、機動捜査第2班、機動捜査第3班及び西部分駐隊
捜査第二課	庶務係、告訴指導係、知能犯企画指導係、知能犯事件係、特殊詐欺対策係、知能犯特捜第1係、知能犯特捜第2係及び選挙係
組織犯罪対策課	庶務係、被害者支援係、国際犯罪対策係、暴力団対策係、暴力犯特捜係、薬物銃器対策係及び情報収集活動指導係
鑑識課	庶務係、指導係、写真係、足痕跡係及び指紋係
機動鑑識隊	機動鑑識第1班、機動鑑識第2班、機動鑑識第3班及び機動鑑識第4班
科学捜査研究所	庶務係、法医科、化学科、物理第1科、物理第2科、人文科及び指導係
交通企画課	庶務係、企画係、安全係及び事故分析係
交通安全教育隊	交通安全教育係

高齡者交通安全対策室	高齡者交通安全対策係
交通規制課	庶務係、施設係、規制第1係及び規制第2係
交通管制センター	管制係
交通指導課	庶務係、指導取締係、駐車対策係、交通捜査係、被害者支援係、特捜係、交通鑑識係及び公判対応係
徳島交通反則通告センター	交通反則通告係
運転免許課	庶務係、行政処分係、運転者教育係、運転適性検査係、試験係及び教習所係
運転免許管理室	企画運用係及び運転免許管理係
交通機動隊	庶務係、企画指導係、事件係、第1小隊及び第2小隊
高速道路交通警察隊	庶務係、企画指導係、被害者支援係、事件係、第1小隊、第2小隊、第3小隊及び分駐隊(鳴門・脇町・井川池田)
公安課	庶務係、企画係、情報係、事件係及び高齡者対策係
外事・国際テロリズム対策室	外事係、国際テロリズム対策係及びサイバー攻撃対策係
警備課	庶務係、警備実施係、災害対策係、警衛係及び警護係
機動隊	庶務係、訓練指導係、装備係、第1中隊第1小隊、第1中隊第2小隊、第2中隊第1小隊及び第2中隊第2小隊

(2) 学校

学校	庶務係、教務係及び寮務係
----	--------------

2 前項に定める係等の事務分掌は、当該所属長が定める。

(署における課及び係の設置)

第4条 署に、次表に掲げる課及び係を置く。

署名	課名	係名	事務分掌
徳島中央署	会計課	会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部会計課の所掌事務（警察装備に関するものを除く。）に関する事 2 県本部拠点整備課の所掌事務に関する事 3 県本部警務課の所掌事務のうち、警察職員の給与に関する事 4 県本部厚生課の所掌事務（警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関するものを除く。）に関する事
	警務課	警務係 警察安全相談係 被害者支援係 術科指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部総務課及び情報発信課の所掌事務に関する事 2 県本部会計課の所掌事務のうち、警察装備に関する事 3 県本部警務課の所掌事務（警察職員の給与及び留置管理に関するものを除く。）に関する事 4 県本部企画課、監察課、情報管理課及び教養課の所掌事務に関する事 5 県本部厚生課の所掌事務のうち、警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関する事 6 その他署内の他の課の所掌に属しない事
	留置管理課	留置管理第1係 留置管理第2係 留置管理第3係	県本部警務課の所掌事務のうち、留置管理に関する事
	生活安全課	生活安全係	県本部生活安全企画課、少年女性安

	少年第1係 少年第2係 事件係 人身安全対策係	全対策課及び生活環境課の所掌事務に関すること。
地域第一課	地域指導係 交番 駐在所 自動車警ら班	県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。
地域第二課	地域指導係 交番 駐在所 自動車警ら班	
地域第三課	地域指導係 交番 駐在所 自動車警ら班	
刑事第一課	庶務係 捜査指導係 捜査係 鑑識係	県本部刑事企画課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌事務に関すること。
刑事第二課	庶務係 知能犯係 組織犯罪対策係	県本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌事務に関すること。
交通第一課	庶務係 交通指導第1係 交通指導第2係	県本部交通部の所掌事務（県本部交通指導課の所掌事務のうち、交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関するものを除く。）に関すること。

	交通第二課	庶務係 交通捜査係	県本部交通指導課の所掌事務のうち、交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
	警備課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務に関すること。
徳島名西署	会計課	会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部会計課の所掌事務（警察装備に関することを除く。）に関すること。 2 県本部拠点整備課の所掌事務に関すること。 3 県本部警務課の所掌事務のうち、警察職員の給与に関すること。 4 県本部厚生課の所掌事務（警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関することを除く。）に関すること。
	警務課	警務係 警察安全相談係 被害者支援係 留置管理係 術科指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部総務課及び情報発信課の所掌事務に関すること。 2 県本部会計課の所掌事務のうち、警察装備に関すること。 3 県本部警務課の所掌事務（警察職員の給与に関することを除く。）に関すること。 4 県本部企画課、監察課、情報管理課及び教養課の所掌事務に関すること。 5 県本部厚生課の所掌事務のうち、警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関すること。 6 その他署内の他の課の所掌に属しないこと。
	生活安全課	生活安全第1係 生活安全第2係	県本部生活安全企画課、少年女性安全対策課及び生活環境課の所掌事務に関すること。

		人身安全対策係	
	地域第一課	地域指導係 交番 駐在所	県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。
	地域第二課	地域指導係 署所在地 駐在所 自動車警ら班	
	地域第三課	自動車警ら班	
	刑事課	庶務係 捜査第1係 捜査第2係 鑑識係	県本部刑事部の所掌事務に関すること。
	交通課	庶務係 交通第1係 交通第2係 交通第3係	県本部交通部の所掌事務に関すること。
	警備課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務に関すること。
徳島板野署	会計課	会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部会計課の所掌事務（警察装備に関することを除く。）に関すること。 2 県本部拠点整備課の所掌事務に関すること。 3 県本部警務課の所掌事務のうち、警察職員の給与に関すること。 4 県本部厚生課の所掌事務（警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関することを除く。）に関すること。

警務課	警務係 警察安全相談係 被害者支援係 留置管理係 術科指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部総務課及び情報発信課の所掌事務に関する事。 2 県本部会計課の所掌事務のうち、警察装備に関する事。 3 県本部警務課の所掌事務（警察職員の給与に関する事を除く。）に関する事。 4 県本部企画課、監察課、情報管理課及び教養課の所掌事務に関する事。 5 県本部厚生課の所掌事務のうち、警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関する事。 6 その他署内の他の課の所掌に属しない事。
生活安全課	生活安全第1係 生活安全第2係 人身安全対策係	県本部生活安全企画課、少年女性安全対策課及び生活環境課の所掌事務に関する事。
地域第一課	地域指導係 署所在地 交番 警備派出所 駐在所 自動車警ら班	県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関する事。
地域第二課	地域指導係 署所在地 交番 駐在所 自動車警ら班	

	地域第三課	地域指導係 自動車警ら班	
	刑事第一課	庶務係 捜査係 鑑識係	県本部刑事企画課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌事務に関すること。
	刑事第二課	庶務係 捜査係	県本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌事務に関すること。
	交通第一課	庶務係 交通指導第1係 交通指導第2係	県本部交通部の所掌事務（県本部交通指導課の所掌事務のうち、交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関するものを除く。）に関すること。
	交通第二課	庶務係 交通捜査係	県本部交通指導課の所掌事務のうち、交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
	警備課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務に関すること。
鳴門署	会計課	会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部会計課の所掌事務（警察装備に関するものを除く。）に関すること。 2 県本部拠点整備課の所掌事務に関すること。 3 県本部警務課の所掌事務のうち、警察職員の給与に関すること。 4 県本部厚生課の所掌事務（警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関するものを除く。）に関すること。
	警務課	警務係 警察安全相談係 被害者支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部総務課及び情報発信課の所掌事務に関すること。 2 県本部会計課の所掌事務のうち、警察装備に関すること。

	係 留置管理係 術科指導係	<p>3 県本部警務課の所掌事務（警察職員の給与に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>4 県本部企画課、監察課、情報管理課及び教養課の所掌事務に関すること。</p> <p>5 県本部厚生課の所掌事務のうち、警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関すること。</p> <p>6 その他署内の他の課の所掌に属しないこと。</p>
生活安全課	生活安全第1係 生活安全第2係 人身安全対策係	県本部生活安全企画課、少年女性安全対策課及び生活環境課の所掌事務に関すること。
地域課	署所在地 交番 駐在所 検問所 自動車警ら班	県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。
刑事課	庶務係 捜査第1係 捜査第2係 鑑識係	県本部刑事部の所掌事務に関すること。
交通課	庶務係 交通第1係 交通第2係 交通第3係	県本部交通部の所掌事務に関すること。
警備課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務に関すること。

小松島署	会計課	会計係	<ul style="list-style-type: none"> 1 県本部会計課の所掌事務（警察装備に関するものを除く。）に関する こと。 2 県本部拠点整備課の所掌事務に関する こと。 3 県本部警務課の所掌事務のうち、 警察職員の給与に関する こと。 4 県本部厚生課の所掌事務（警察官 の職務に協力援助した者の災害給付 及び警察職員の生活相談に関する ことを除く。）に関する こと。
	警務課	警務係 警察安全相談係 被害者支援係 留置管理係 術科指導係	<ul style="list-style-type: none"> 1 県本部総務課及び情報発信課の所 掌事務に関する こと。 2 県本部会計課の所掌事務のうち、 警察装備に関する こと。 3 県本部警務課の所掌事務（警察職 員の給与に関する ことを除く。）に 関する こと。 4 県本部企画課、監察課、情報管理 課及び教養課の所掌事務に関する こと。 5 県本部厚生課の所掌事務のうち、 警察官の職務に協力援助した者の災 害給付及び警察職員の生活相談に関 する こと。 6 その他署内の他の課の所掌に属し ない こと。
	生活安全課	生活安全第 1係 生活安全第 2係	県本部生活安全企画課、少年女性安全対策課及び生活環境課の所掌事務に関する
	地域課	署所在地 交番 駐在所 自動車警ら 班	県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関する

	刑事課	庶務係 捜査係 鑑識係	県本部刑事部の所掌事務に関する こと。
	交通課	庶務係 交通第1係 交通第2係	県本部交通部の所掌事務に関する こと。
	警備課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務 に関する事。
阿南署	会計課	会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部会計課の所掌事務（警察装 備に関する事を除く。）に関する 事。 2 県本部拠点整備課の所掌事務に関 する事。 3 県本部警務課の所掌事務のうち、 警察職員の給与に関する事。 4 県本部厚生課の所掌事務（警察官 の職務に協力援助した者の災害給付 及び警察職員の生活相談に関する 事を除く。）に関する事。
	警務課	警務係 警察安全相 談係 被害者支援 係 留置管理係 術科指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部総務課及び情報発信課の所 掌事務に関する事。 2 県本部会計課の所掌事務のうち、 警察装備に関する事。 3 県本部警務課の所掌事務（警察職 員の給与に関する事を除く。）に 関する事。 4 県本部企画課、監察課、情報管理 課及び教養課の所掌事務に関する 事。 5 県本部厚生課の所掌事務のうち、 警察官の職務に協力援助した者の災 害給付及び警察職員の生活相談に関 する事。 6 その他署内の他の課の所掌に属し ない事。

	生活安全課	生活安全第1係 生活安全第2係 人身安全対策係	県本部生活安全企画課、少年女性安全対策課及び生活環境課の所掌事務に関すること。
	地域課	地域指導係 交番 駐在所 自動車警ら班	県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。
	刑事課	庶務係 捜査第1係 捜査第2係 鑑識係	県本部刑事部の所掌事務に関すること。
	交通課	庶務係 交通第1係 交通第2係 交通第3係	県本部交通部の所掌事務に関すること。
	警備課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務に関すること。
阿波吉野川署	会計課	会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部会計課の所掌事務（警察装備に関するものを除く。）に関すること。 2 県本部拠点整備課の所掌事務に関すること。 3 県本部警務課の所掌事務のうち、警察職員の給与に関すること。 4 県本部厚生課の所掌事務（警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関するものを除く。）に関すること。
	警務課	警務係 警察安全相	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部総務課及び情報発信課の所掌事務に関すること。

	談係 被害者支援 係 術科指導係	<p>2 県本部会計課の所掌事務のうち、警察装備に関すること。</p> <p>3 県本部警務課の所掌事務（警察職員の給与に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>4 県本部企画課、監察課、情報管理課及び教養課の所掌事務に関すること。</p> <p>5 県本部厚生課の所掌事務のうち、警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関すること。</p> <p>6 その他署内の他の課の所掌に属しないこと。</p>
生活安全課	生活安全第1係 生活安全第2係 人身安全対策係	県本部生活安全企画課、少年女性安全対策課及び生活環境課の所掌事務に関すること。
地域課	署所在地 交番 駐在所 自動車警ら班	県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。
刑事課	庶務係 捜査第1係 捜査第2係 鑑識係	県本部刑事部の所掌事務に関すること。
交通課	庶務係 交通第1係 交通第2係 交通第3係	県本部交通部の所掌事務に関すること。
警備課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務に関すること。

美馬署	会計課	会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部会計課の所掌事務（警察装備に関するものを除く。）に関する こと。 2 県本部拠点整備課の所掌事務に関する こと。 3 県本部警務課の所掌事務のうち、 警察職員の給与に関する こと。 4 県本部厚生課の所掌事務（警察官 の職務に協力援助した者の災害給付 及び警察職員の生活相談に関する ことを除く。）に関する こと。
	警務課	警務係 警察安全相談係 被害者支援係 留置管理係 術科指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部総務課及び情報発信課の所 掌事務に関する こと。 2 県本部会計課の所掌事務のうち、 警察装備に関する こと。 3 県本部警務課の所掌事務（警察職 員の給与に関する ことを除く。）に 関する こと。 4 県本部企画課、監察課、情報管理 課及び教養課の所掌事務に関する こと。 5 県本部厚生課の所掌事務のうち、 警察官の職務に協力援助した者の災 害給付及び警察職員の生活相談に関 する こと。 6 その他署内の他の課の所掌に属し ない こと。
	生活安全課	生活安全第 1係 生活安全第 2係 人身安全対 策係	県本部生活安全企画課、少年女性安全対策課及び生活環境課の所掌事務に関する
	地域課	署所在地 駐在所 自動車警ら	県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関する

		班	
	刑事課	捜査係 鑑識係	県本部刑事部の所掌事務に関する こと。
	交通課	庶務係 交通第1係 交通第2係 交通第3係	県本部交通部の所掌事務に関する こと。
	警備課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務 に関すること。
三好署	会計課	会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部会計課の所掌事務（警察装 備に関するものを除く。）に関する こと。 2 県本部拠点整備課の所掌事務に関 すること。 3 県本部警務課の所掌事務のうち、 警察職員の給与に関すること。 4 県本部厚生課の所掌事務（警察官 の職務に協力援助した者の災害給付 及び警察職員の生活相談に関するこ とを除く。）に関すること。
	警務課	警務係 警察安全相 談係 被害者支援 係 留置管理係 術科指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部総務課及び情報発信課の所 掌事務に関すること。 2 県本部会計課の所掌事務のうち、 警察装備に関すること。 3 県本部警務課の所掌事務（警察職 員の給与に関するものを除く。）に 関すること。 4 県本部企画課、監察課、情報管理 課及び教養課の所掌事務に関するこ と。 5 県本部厚生課の所掌事務のうち、 警察官の職務に協力援助した者の災 害給付及び警察職員の生活相談に関 すること。 6 その他署内の他の課の所掌に属し

			ないこと。
	生活安全課	生活安全第1係 生活安全第2係 人身安全対策係	県本部生活安全企画課、少年女性安全対策課及び生活環境課の所掌事務に関すること。
	地域課	署所在地 駐在所 自動車警ら班	県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。
	刑事課	庶務係 捜査係 鑑識係	県本部刑事部の所掌事務に関すること。
	交通課	庶務係 交通第1係 交通第2係	県本部交通部の所掌事務に関すること。
	警備課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務に関すること。
那賀署 牟岐署	会計課	会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部会計課の所掌事務（警察装備に関することを除く。）に関すること。 2 県本部拠点整備課の所掌事務に関すること。 3 県本部警務課の所掌事務のうち、警察職員の給与に関すること。 4 県本部厚生課の所掌事務（警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関することを除く。）に関すること。
	警務課	警務係 警察安全相談係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部総務課及び情報発信課の所掌事務に関すること。 2 県本部会計課の所掌事務のうち、

	被害者支援 係 術科指導係	警察装備に関すること。 3 県本部警務課の所掌事務（警察職員の給与に関するものを除く。）に関すること。 4 県本部企画課、監察課、情報管理課及び教養課の所掌事務に関すること。 5 県本部厚生課の所掌事務のうち、警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関すること。 6 その他署内の他の課の所掌に属しないこと。
地域課	署所在地 駐在所 自動車警ら 班	県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。
刑事生活安全課	捜査係 鑑識係 生活安全第 1係 生活安全第 2係	1 県本部刑事部の所掌事務に関すること。 2 県本部生活安全企画課、少年女性安全対策課及び生活環境課の所掌事務に関すること。
交通課	庶務係 交通係	県本部交通部の所掌事務に関すること。
警備課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務に関すること。

（隊等における職）

第5条 隊等に置く職、その職務及び階級又は身分（以下「階級等」という。）は、次表に掲げるとおりとする。

隊等の名称	職	職務	階級等
取調べ監督指導室	室長	上司の命を受けて取調べ監督指導室を運用する。	警視又は警部

	副室長	上司の命を受けて取調べ監督指導室の事務全般を処理する。	警部
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部
情報公開室	室長	上司の命を受けて情報公開室を運用する。	警視又は警察官以外の警察職員
	副室長	上司の命を受けて情報公開室の事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
警察総合相談センター	所長	上司の命を受けて警察総合相談センターを運用する。	警視又は警部
	副所長	上司の命を受けて警察総合相談センターの事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	所長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
音楽隊	隊長	上司の命を受けて音楽隊を運用する。	警視、警部又は警察官以外の警察職員
	楽長	上司の命を受けて音楽隊員を指導教養する。	警部、警部補、巡査部長又は警察官以外の警察職員
	副楽長	上司の命を受けて楽長を補佐	警部、警部補、

		し音楽隊員を指導教養する。	巡査部長又は警察官以外の警察職員
犯罪被害者支援室	室長	上司の命を受けて犯罪被害者支援室を運用する。	警視
	副室長	上司の命を受けて犯罪被害者支援室の事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
犯罪被害者相談所	所長	上司の命を受けて犯罪被害者相談所を運用する。	警視
	副所長	上司の命を受けて犯罪被害者相談所の事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	所長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
警察署再編整備等総合計画推進室	室長	上司の命を受けて警察署再編整備等総合計画推進室を運用する。	警視
	統括推進官	上司の命を受けて警察署再編整備等総合計画推進室の事務全般を統括する。	警視又は警察官以外の警察職員
	推進官	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警視又は警察官以外の警察職員
	推進補佐官	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警視又は警察官以外の警察

			職員
	副室長	上司の命を受けて担当する事務 を処理する。	警視、警部又は警察官以外の警察職員
照会センター	室長	上司の命を受けて照会センターを運用する。	警視、警部又は警察官以外の警察職員
	副室長	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
許可事務指導室	室長	上司の命を受けて許可事務指導室を運用する。	警視
	副室長	上司の命を受けて許可事務指導室の事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
広域自動車警ら隊	隊長	上司の命を受けて広域自動車警ら隊を運用する。	警視
	副隊長	上司の命を受けて広域自動車警ら隊の事務全般を処理する。	警部
	隊長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部
鉄道警察隊	隊長	上司の命を受けて鉄道警察隊を運用する。	警視又は警部
	副隊長	上司の命を受けて鉄道警察隊の事務全般を処理する。	警部

警察航空隊	隊長	上司の命を受けて警察航空隊を運用する。	警視又は警部
	隊長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警察官以外の警察職員
少年サポートセンター	所長	上司の命を受けて少年サポートセンターを運用する。	警視又は警察官以外の警察職員
	副所長	上司の命を受けて少年サポートセンターの事務全般を処理する。	警察官以外の警察職員
	所長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警察官以外の警察職員
サイバー犯罪対策室	室長	上司の命を受けてサイバー犯罪対策室を運用する。	警視
	副室長	上司の命を受けてサイバー犯罪対策室の事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
機動捜査隊	隊長	上司の命を受けて機動捜査隊を運用する。	警視又は警部
	副隊長	上司の命を受けて機動捜査隊の事務全般を処理する。	警部
	隊長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部
機動鑑識隊	隊長	上司の命を受けて機動鑑識隊を運用する。	警視又は警部

交通安全教育隊	隊長	上司の命を受けて交通安全教育隊を運用する。	警視
	副隊長	上司の命を受けて交通安全教育隊の事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	隊長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
高齢者交通安全対策室	室長	上司の命を受けて高齢者交通安全対策室を運用する。	警視
	副室長	上司の命を受けて高齢者交通安全対策室の事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
交通管制センター	室長	上司の命を受けて交通管制センターを運用する。	警察官以外の警察職員
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
徳島交通反則通告センター	通告官	交通反則通告業務を管理運用する。	警視
	通告補佐官	通告官の職務を補佐する。	警部
外事・国際テロリズム対策室	室長	上司の命を受けて外事・国際テロリズム対策室を運用する。	警視
	副室長	上司の命を受けて外事・国際テロリズム対策室の事務全般を	警部

		処理する。	
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部
第二機動隊	隊長	上司の命を受けて第二機動隊を運用する。	警視又は警部
	中隊長	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部

(隊等、係等及び署における職)

第6条 隊等、係等及び署に置く職、その職務及び階級は、次表に掲げるとおりとする。

職	職務	階級等
総括係長	上司の命を受けて係の事務を処理するほか、係内の業務に関する総括を行う。	警部補
係長	上司の命を受けて係の事務を処理する。	警部補又は警察官以外の警察職員
小隊長	上司の命を受けて小隊の事務を処理する。	警部補
隊長伝令	上司の命を受けて隊長の職務を補佐する。	警部補又は巡查部長
科長	上司の命を受けて科の事務を処理する。	警察官以外の警察職員
班長	上司の命を受けて班の事務を処理する。	警部、警部補又は警察官以外の警察職員
教官	上司の命を受けて学生を教養訓練する。	警部補
署所在地係長	上司の命を受けて署所在地等の事務を処理する。	警部補

交番所長	上司の命を受けて交番等の事務を処理する。	警部又は警部補
警備派出所長	上司の命を受けて警備派出所等の事務を処理する。	警部又は警部補
駐在所長	上司の命を受けて駐在所等の事務を処理する。	警部補
検問所長	上司の命を受けて検問所等の事務を処理する。	警部補
自動車警ら班長	上司の命を受けて自動車警ら班等の事務を処理する。	警部補
主任	上司の命を受けて相当の知識経験を必要とする事務に従事する。	巡査部長又は警察官以外の警察職員
分隊長	上司の命を受けて分隊の事務に従事する。	巡査部長
副分隊長		
中隊長伝令	上司の命を受けて中隊長の職務を補佐する。	警部補又は巡査部長
情報処理専門技術員	上司の命を受けて専門的な情報処理の業務に従事する。	警察官以外の警察職員
助教	上司の命を受けて教官の職務を補佐する。	巡査部長
主任主事	上司の命を受けて相当の経験を必要とする事務に従事する。	警察官以外の警察職員
主任少年補導職員	上司の命を受けて相当の経験を必要とする少年警察活動の事務に従事する。	警察官以外の警察職員
主任研究員	上司の命を受けて相当の経験を必要とする試験研究の業務に従事する。	警察官以外の警察職員

係員	上司の命を受けて係の事務に従事する。	巡査
隊員	上司の命を受けて隊の事務に従事する。	巡査
小隊長伝令	上司の命を受けて小隊長の職務を補佐する。	巡査
学生指導員	上司の命を受けて学生を指導する事務に従事する。	巡査
班員	上司の命を受けて班の事務に従事する。	巡査部長又は巡査
交番所員	上司の命を受けて交番等の事務に従事する。	巡査部長又は巡査
警備派出所員	上司の命を受けて警備派出所等の事務に従事する。	巡査部長又は巡査
駐在所員	上司の命を受けて駐在所等の事務に従事する。	巡査部長又は巡査
検問所員	上司の命を受けて検問所等の事務に従事する。	巡査部長又は巡査
主事	上司の命を受けて事務に従事する。	警察官以外の警察職員
少年補導職員	上司の命を受けて少年警察活動の事務に従事する。	警察官以外の警察職員
研究員	上司の命を受けて試験研究の業務に従事する。	警察官以外の警察職員

- 2 前項に定める職のほか、係等に技能労務職員の給与に関する規程（昭和32年徳島県警察本部訓令第22号）を適用する職を置き、上司の命を受け諸用務に従事させるものとする。この場合において、職名の表示は、一律に「技師」とし、対外的な文書を除き、その従事する業務内容を括弧書きで示すものとする。

附 則

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月5日本部訓令第11号）
この訓令は、昭和51年4月10日から施行する。

附 則（昭和52年3月22日本部訓令第4号）
この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日本部訓令第1号）
この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月26日本部訓令第11号）
この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日本部訓令第5号）
1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日本部訓令第7号）
この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月3日本部訓令第20号）抄
1 この訓令は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月14日本部訓令第9号）
この訓令は、昭和57年4月20日から施行する。

附 則（昭和58年3月18日本部訓令第3号）抄
1 この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年10月1日本部訓令第8号）
この訓令は、昭和58年10月13日から施行する。

附 則（昭和59年3月27日本部訓令第6号）
この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月22日本部訓令第7号）
この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月24日本部訓令第8号）抄
1 この訓令は、昭和60年3月31日から施行する。〔以下略〕

附 則（昭和60年10月1日本部訓令第20号）抄
1 この訓令は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月11日本部訓令第2号）
この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月18日本部訓令第3号）
この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日本部訓令第3号）
この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年7月28日本部訓令第11号）
この訓令は、昭和62年7月31日から施行する。

附 則（昭和63年3月15日本部訓令第2号）
この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月17日本部訓令第3号）
この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年9月1日本部訓令第14号）抄

- 1 この訓令は、平成元年9月1日から施行する。

附 則（平成元年12月26日本部訓令第15号）

この訓令は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日本部訓令第8号）

- 1 この訓令は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に警務部企画監察課情報管理室に勤務又は兼務を命ぜられている職員は、別に辞令を發せられない限り、同一の職位又は階級をもって警務部情報管理課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

附 則（平成2年8月22日本部訓令第18号）

この訓令は、平成2年9月1日から施行する。

附 則（平成3年1月29日本部訓令第2号）

この訓令は、平成3年2月1日から施行する。

附 則（平成3年3月6日本部訓令第6号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年7月18日本部訓令第23号）

この訓令は、平成3年7月19日から施行する。

附 則（平成3年12月13日本部訓令第28号）

この訓令は、平成3年12月20日から施行する。

附 則（平成4年2月12日本部訓令第2号）

この訓令は、平成4年2月17日から施行する。

附 則（平成4年3月27日本部訓令第12号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年8月19日本部訓令第24号）

この訓令は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成5年3月19日本部訓令第5号）

この訓令は、平成5年3月19日から施行する。

附 則（平成5年3月25日本部訓令第9号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年10月20日本部訓令第21号）抄

- 1 この訓令は、平成5年12月1日から施行する。

附 則（平成5年11月26日本部訓令第23号）

この訓令は、平成5年12月1日から施行する。

附 則（平成6年3月22日本部訓令第8号）

この訓令は、平成6年3月24日から施行する。

附 則（平成6年3月29日本部訓令第14号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月28日本部訓令第23号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成7年2月6日本部訓令第8号）

この訓令は、平成7年2月8日から施行する。

附 則（平成7年2月24日本部訓令第10号）抄

1 この訓令は、平成7年3月1日から施行する。

附 則（平成7年3月24日本部訓令第15号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年7月12日本部訓令第28号）

この訓令は、平成7年7月27日から施行する。

附 則（平成8年3月19日本部訓令第4号）

この訓令は、平成8年3月22日から施行する。

附 則（平成8年3月19日本部訓令第5号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月31日本部訓令第9号）抄

1 この訓令は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成8年9月24日本部訓令第19号）

この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日本部訓令第2号）

この訓令は、平成9年3月24日から施行する。

附 則（平成9年3月21日本部訓令第3号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月19日本部訓令第5号）

この訓令は、平成10年3月23日から施行する。ただし、第5条から第10条までの改正規定については、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月24日本部訓令第10号）

この訓令は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成11年2月1日本部訓令第2号）

この訓令は、平成11年2月5日から施行する。

附 則（平成11年3月8日本部訓令第3号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日本部訓令第10号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月14日本部訓令第14号）

この訓令は、平成11年5月14日から施行する。

附 則（平成12年3月22日本部訓令第5号）

この訓令は、平成12年3月24日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

(1) 徳島県警察の組織に関する訓令の一部改正

ア 第2条の表の厚生課の項、生活安全企画課の項中「困りごと相談係」の部分、生活保安課の項、捜査第二課の項、交通指導課の項、運転免許課の項及び高速道路交通警察隊の項を改正する規定

イ 第5条の表を改正する規定

(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

附 則（平成12年10月6日本部訓令第19号）

この訓令は、平成12年10月6日から施行する。

附 則（平成13年3月21日本部訓令第6号）

この訓令は、平成13年3月23日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

(1) 徳島県警察の組織に関する訓令の一部改正

ア 第2条の表警務課の項を改正する規定

イ 第3条第1項第1号の表生活安全企画課の項中「少年事件特捜係」の部分、地域課の項、捜査第二課の項、運転免許課の項、交通機動隊の項及び機動隊の項を改正する規定

ウ 第4条の表の徳島東署の項中「犯罪被害者等給付金」、「地域第四課」及び「交通指導第3係」の部分、同表徳島西署の項、阿南署の項、鳴門署の項、池田署の項、小松島署の項、川島署の項、徳島北署の項、板野署の項、脇町署の項、鷲敷署の項及び同表石井署、貞光署、牟岐署及び市場署の項中「犯罪被害者等給付金」の部分の改正する規定

エ 第5条の表の音楽隊の項中「副楽長」の部分を改正する規定

(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

(5) 〔略〕

(6) 〔略〕

(7) 〔略〕

(8) 〔略〕

(9) 〔略〕

(10) 〔略〕

(11) 〔略〕

(12) 〔略〕

(13) 〔略〕

附 則（平成13年8月31日本部訓令第16号）

この訓令は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成14年2月18日本部訓令第1号）

この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成14年3月20日本部訓令第13号）

この訓令は、平成14年3月22日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成14年4月1日から施行する。

(1) 第1条中徳島県警察の組織に関する訓令第2条、第3条第1項第1号の表交通企画課の項を除いた部分、第4条及び第5条の表第二機動隊の項の改正規定

(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

附 則（平成14年9月25日本部訓令第33号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成14年12月26日本部訓令第39号）

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年2月21日本部訓令第2号）

この訓令は、平成15年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成15年2月21日から施行する。

(1) 第1条の徳島県警察の組織に関する訓令の改正規定中第3条第1項第1号の表交通機動隊の項及び第4条の表徳島北署の項の改正部分

(2) 〔略〕

附 則（平成15年3月28日本部訓令第9号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月16日本部訓令第5号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成16年3月18日本部訓令第6号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日本部訓令第10号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月27日本部訓令第21号）

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年11月5日本部訓令第24号）

この訓令は、平成16年11月5日から施行する。

附 則（平成17年2月28日本部訓令第1号）

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。ただし、〔中略〕第4条〔中略〕の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月23日本部訓令第10号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月27日本部訓令第4号）

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月25日本部訓令第4号）

この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中徳島県警察の組織に関する訓令第4条の表の改正規定〔中略〕 平成19年2月1日

(2) 第1条中徳島県警察の組織に関する訓令第2条の表及び第3条第1項第1号の表の改正規定並びに同訓令第5条の表警衛警備準備室の項の改正規定〔中略〕

平成19年2月16日

(3) 〔略〕

附 則（平成19年3月30日本部訓令第12号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月6日本部訓令第33号）

この訓令は、平成19年11月12日から施行する。

附 則（平成19年11月30日本部訓令第28号）

この訓令は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日本部訓令第7号）

この訓令は、平成20年3月24日から施行する。ただし、第1条の規定（徳島県警察の組織に関する訓令第3条第1項第1号の表捜査第一課の項の改正規定を除く。）

〔中略〕は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日本部訓令第12号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日本部訓令第6号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条中徳島県警察の組織に関する訓令第5条の表の改正規定は、平成22年3月24日から施行する。

附 則（平成23年3月31日本部訓令第11号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月25日本部訓令第15号）

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日本部訓令第8号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月5日本部訓令第21号）

この訓令は、平成24年11月12日から施行する。

附 則（平成25年3月29日本部訓令第9号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月20日本部訓令第16号）

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成25年12月19日本部訓令第25号）

この訓令は、平成25年12月28日から施行する。

附 則（平成26年3月28日本部訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月2日本部訓令第12号）

この訓令は、平成26年6月9日から施行する。

附 則（平成27年3月27日本部訓令第9号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日本部訓令第9号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日本部訓令第8号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日本部訓令第10号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月28日本部訓令第20号）

この訓令は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成31年1月23日本部訓令第4号）

この訓令は、平成31年2月18日から施行する。

附 則（平成31年3月20日本部訓令第12号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。